

【補足資料】 第一次回答に対する提案団体の見解の詳細

ガラス類を一般廃棄物として処理する場合、一般的には埋立処分となりますが、今回提案の鉛を含むブラウン管ガラスにつきましては、特別管理産業廃棄物の基準値である 0.3 mg/1 を超える鉛が含有していることから、処分先である一部事務組合との協議の結果、生活環境等への影響の観点から、埋立処分を不適としたところでありませ

す。また、特別管理産業廃棄物の基準値を超える鉛を含むブラウン管ガラスを処理できる一般廃棄物処理業者は、全国でも数社しかなく、運搬費も含めた処理コストが高額となる現状がございます。

次に、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく処理につきまして、指定法人に当市における不法投棄事例に関して確認したところ、既に破碎された状態では、家電四品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとの回答がございました。

つまり、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要があります。

県外の産業廃棄物処理事業者においては、安価かつ適正に処理できる場所がありましたが、一般廃棄物処理施設の設置許可を持っていないので受入ができないとのこと

です。本件と同様の性質を有する鉛を含むブラウン管ガラスは、通常、産業廃棄物として広く処理されており、産業廃棄物の熔融処理施設を活用して適正な処理をすることが可能であるにもかかわらず、一般廃棄物処理施設の設置許可の取得につきましても、事業者側のメリットがないため、自発的な取得が見込めない状況がございます。

以上のような状況のもと、違法な事業活動に起因した事業を解決するため、地方自治体がやむをえず、費用回収の見込みがない行政代執行を行った場合等において、①そもそも鉛を含む有害物質を産業廃棄物として中間処理する施設は、その処理量に関わらず産業廃棄物処理施設の設置許可を要さず、生活環境影響調査等も不要であるため、同業者が行政代執行の際に大量に一般廃棄物として処分する必要がある場合も、同様に一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とすべきではないかと考えます。あるいは、許可を必要としたとしても、手続きの簡素化、迅速化の観点から当該調査等を不要とすべきではないかと考えます。

②廃掃法第 15 条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、一定の安全適正な処理が可能な施設とも考えられることから、同法 15 条の許可を取得した施設とみなし、同法第 15 条の 2 の 5 の特例の対象への追加などで、処理が可能となることが、自治体の財政負担の軽減や環境保全の点からも公益にかなうものであると考えます。